

高専協議会

オンライン 2月28日

高専機構本部と団体交渉を実施

交渉議題

- ① 永年勤続表彰制度の見直し
- ② 非常勤・有期雇用教職員の休暇の見直し
- ③ 不妊治療のための特別休暇の新設
- ④ 育児・介護休業法改正に伴う規則の見直し
- ⑤ 海外に赴任する教職員に対する在勤手当の見直し
- ⑥ 法定外災害補償の補償額の見直し



高専協議会幹事会と高専機構との団体交渉は、2022年2月28日に行われました。

交渉議題は、継続協議案件2件(①永年勤続表彰制度の見直し、②非常勤・有期雇用教職員の休暇の見直し)および機構本部から新規の案件4件(③不妊治療のための特別休暇の新設、④育児・介護休業法改正に伴う規則の見直し、⑤海外に赴任する教職員に対する在勤手当の見直し、⑥法定外災害補償の補償額の見直し)が出されました。

継続協議案件2件については非常勤および有期雇用職員に広げる内容であり、機構本部からの4件については事前に疑問点を確認していたこと、③、④の2件については法改正による見直しであるため、基本的な部分での異議は有りませんでした。しかしながら継続協議案件については、①について協議会としては、常勤に近い方の

み対象は不平等であり、高専に長くいた方を表彰するのが趣旨ではないのかとのことから、高専に長くいた方を表彰するの趣旨でなく、表彰だけではなく、表彰だけでなく、表彰だけではないかとの思いで、②についても災害等の事前に分らない場合もあることから6か月以上という制限をなくしてほしいと提案し、検討することになりました。

次に新規協議事項については、③については、③については、⑤についてはやむを得ない場合については柔軟に対応するとの回答があったことから提案通り受け入れられました。④については、特に異議はないものの、各高専には法律の趣旨を反映したひな形を提案するように要求し基本合意

ました。⑥については、改定の理由が分からないことから説明を求め、人事院に問い合わせ、協議会へ連絡する事を確認して合意しました。

その後、先の2件について機構から回答があり、①については対象者に制限を設けないが記念品は一律廃止する案か、当初提案を微修正し「週5日または30時間以上勤務する者」とする案のどちらかにしたいとの提案があり、②については、新たに有給となる休暇について「雇用期間6か月以上」の制限を撤廃するとの提案がありました。

①の提案については予想と違った提案であったことから協議会でもその場で結論が出なかつたため参考として各単組にアンケートを急遽取りに行きました。最終的に協議の時間が無くなったため、①については後日回答することとし、他の案件については基本合意することとなりました。

(高専協議会副議長 石田浩一)

全大教新聞

2022年4月10日

第394号

【発行所】
全国大学高専教職員組合
(略称・全大教)



【PDF版(全面カラー)】
http://zendaikyoo.or.jp/?page_id=107
【電話】03-6802-4250
【HP】<http://zendaikyoo.or.jp/>
【所在地】〒110-0012
東京都台東区竜泉
2-20-15 都築ビル2階

* 組合員の購読料は組合費に含まれています(一部30円)

今月の紙面

- ① 「続報」春季合同地区別単組代表者会議「近畿、中国・四国」開催報告(3月6日)
- ② 大学ファンドや教育研究の充実に向けて「国会議員との懇談」(3月1日)
- ③ 全国書記学習交流会(3月4日)
- ④ 論壇「国立大学における労働組合の役割」高知大学人文社会科学部准教授 岡田健一郎
- ⑤ 職場のQ&A(4)山形大の不当労働行為訴訟の判決
- ⑥ 単組からのレポート
- ⑦ 北海道教育大学札幌校「春を待ちながら」
- ⑧ 高エネルギー加速器研究機構「最近の組合活動から」
- ⑨ 大島商船高等専門学校「気持ちに余裕のある業務改善を目指して」



就業規則の不利益変更は労働契約法に基づくものでなければならない

全大教は3月13日にシンポジウム「未払い賃金請求のための裁判闘争をふりかえる」をオンライン形式で開催しました。

このシンポジウムは、2012年度から2013年度にかけて東日本大震災の復興財源確保や国家財政危機を理由とする国家公務員給与と臨時減額が行われ、それに連動する形で国立大学等の教職員の臨時賃下げが行われたことに対して、全大教が提起する形で全国11の原告団で行った裁判闘争の総括・ふりかえりのために実施したものです。

この裁判闘争は、提訴したすべての裁判で原告敗訴の判決が出され、2019年4月に最後の新潟大学事件の上告棄却で終結していました。

シンポジウムでは、2021年7月に発行した裁判闘争総括報告書「未払い賃金請求のための裁判闘争をふりかえる」の報告、全大教顧問弁護士長の小部正治弁護士による講演「訴訟の法律的意義と課題」、原告団を組織した組合のうち山形大学、新潟大学、京都大学からそれぞれ代表者による発言が行われました。そのうち、小部弁護士、単組からの発言者に加え、全大教元委員長・中嶋哲彦さん、全大教委員長長の鳥畑与一さん交えてパネルディスカッションを行いました。

小部弁護士は講演で、法人化によって労働基本権が回復された後に臨時賃下げではじめてそのことが具体的に意識された裁判だったと位置づけ、いずれの裁判の中でも国立大学法人等での就業規則の不利益変更が労働契約法に基づくものでなければならぬことが明確に示されたことが意義のあったものだと言いました。

パネルディスカッションでは、中嶋元委員長が裁判闘争に踏み出した際の意思決定について難しい中での判断だったこと、各組合代表者からは裁判所の指揮や判決に法解釈や法廷での原告・被告の主張を捻じ曲げるものが見られたことなどの発言がありました。

閉会の挨拶では鳥畑委員長が、裁判闘争が今後財産として継承されていくことに確信が持てたシンポジウムであったと締めくくられました。

(中央執行委員 長山泰希)

シンポジウム開催

3月13日

「未払い賃金請求のための裁判闘争をふりかえる」